

いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「学校に在籍する児童又は生徒（以下、「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

<いじめの特徴>

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力からはじまる
 - ・きもい・くさい・むかつく・死ね・うざい・汚い・ばい菌など
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく、事実が見えにくい
 - ・プロレスごっこやふざけごっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する。
- 3 集団化してくる
 - ・自分がいじめられることを恐れ、いじめる側が集団化してくる。
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
 - ・いじめに気付かないまましていると、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける。
- 5 立場が変化する
 - ・いじめられる側が何かのきっかけでいじめる側になることがある。またその逆もある。
- 6 犯罪行為や不登校、自殺に追い込んでしまうことがある
 - ・暴行、傷害等の犯罪行為を行い、被害者を不登校や自殺にまで追い込んでしまうことがある。
- 7 教師の言動がいじめを誘発することがある
 - ・教師の不用意な発言や児童への接し方が、児童をいじめの対象にしてしまう。

(2) 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

- ①いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることを鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- ②いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨とする。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(3) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

(4) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

本校及び本校の教職員は上記（2）の基本理念にのっとり、本校に在籍する児童の保護者、スクールカウンセラーと常に連携を図る。また、学校全体でいじめの防止及び早期発見

に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに 対処する責務がある。

(5) 保護者の責務等 (いじめ防止対策推進法第9条)

- ①保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- ②保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護する。
- ③保護者は、本校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するように努める。
- ④上記①の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するものではなく、また、上記③の規定は、いじめの防止等に関する本校の責任を軽減するものではない。

2 本校における具体的な取組

(1) 児童や学級集団を伸ばすための年間計画

月	心や規律を育てる活動	調査など
4	・いじめ防止プログラムを活用した道徳の授業 (道徳年間計画による) ・1年生を迎える会	・教育心理検査 (I-check)
5	・道徳授業地区公開講座	
6	・いじめ防止授業①	・ふれあい月間 (いじめ調査アンケート) ・5年全員面談開始
7		・教育心理検査分析
9	・友達との関わり方 (学活)	
10		
11	・いじめ防止授業② ・いじめ防止授業地域公開講座①	・教育心理検査 (I-check) ・ふれあい月間 (いじめ調査アンケート) ・教育心理検査分析
1	・いじめ防止授業③	
2	・6年生を送る会	・ふれあい月間 (いじめ調査アンケート)

(2) 段階に応じた取組

保護者・地域及び関係機関と連携して、①未然防止、②早期発見、③早期対応、④重大事態への対処の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

①未然防止

- ・学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・児童がいじめ防止について主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。

- ・校内研修等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・生活指導夕会にて、気になる児童の情報をこまめに共有する。
- ・インターネットによるいじめの防止のための啓発活動を行う。
- ・個人面談や教育相談、学校便りなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。

②早期発見

- ・児童の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。

○登校	<ul style="list-style-type: none"> ・登校時刻が遅れがちである。 ・表情が暗く、あいさつの声が小さい。
○健康観察	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席や遅刻が続いたり、頭痛や腹痛が続いたりしている。 ・話しかけても目を合わせようとしない。
○授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・おどおどした様子が見られる。 ・発表を笑われたり、からかわれたりしている。 ・班やグループを作るときに孤立している。 ・机が離されていたり、配布物がとばされたりしている。 ・教科書やノートに落書きが多く見られる。
○休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・遊んでいるときにも笑顔が少なく、表情が暗い。 ・周りからちよっかいを出されている。 ・保健室や職員室に出入りすることが多い。
○給食・清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・給食配膳時に避けられる様子が見られる。 ・給食の食べ残しが多い。 ・周囲の友達と会話が弾まない。 ・準備や片付けなど、仕事を押しつけられている。 ・清掃時に机を運んでもらえない。
○下校	<ul style="list-style-type: none"> ・下校時刻になっても学校に残ろうとする。 ・1人で帰ることが多い。
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・作品や掲示物、机等に落書きや破損が見られる。 ・持ち物が隠されたりなくなったりすることがある。 ・急激な学習意欲の低下が見られる。

- ・毎月月末に校内いじめ防止・不登校連絡会を開き、現状報告する。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・通常の夕会や生活指導夕会、特別支援全体会などを活用し、いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・教育心理検査（I-check）を分析し、心配な児童については全職員で看取りや声かけをする。
- ・保護者や児童館、地域住民等からのいじめに関する情報の収集に努める。

③早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

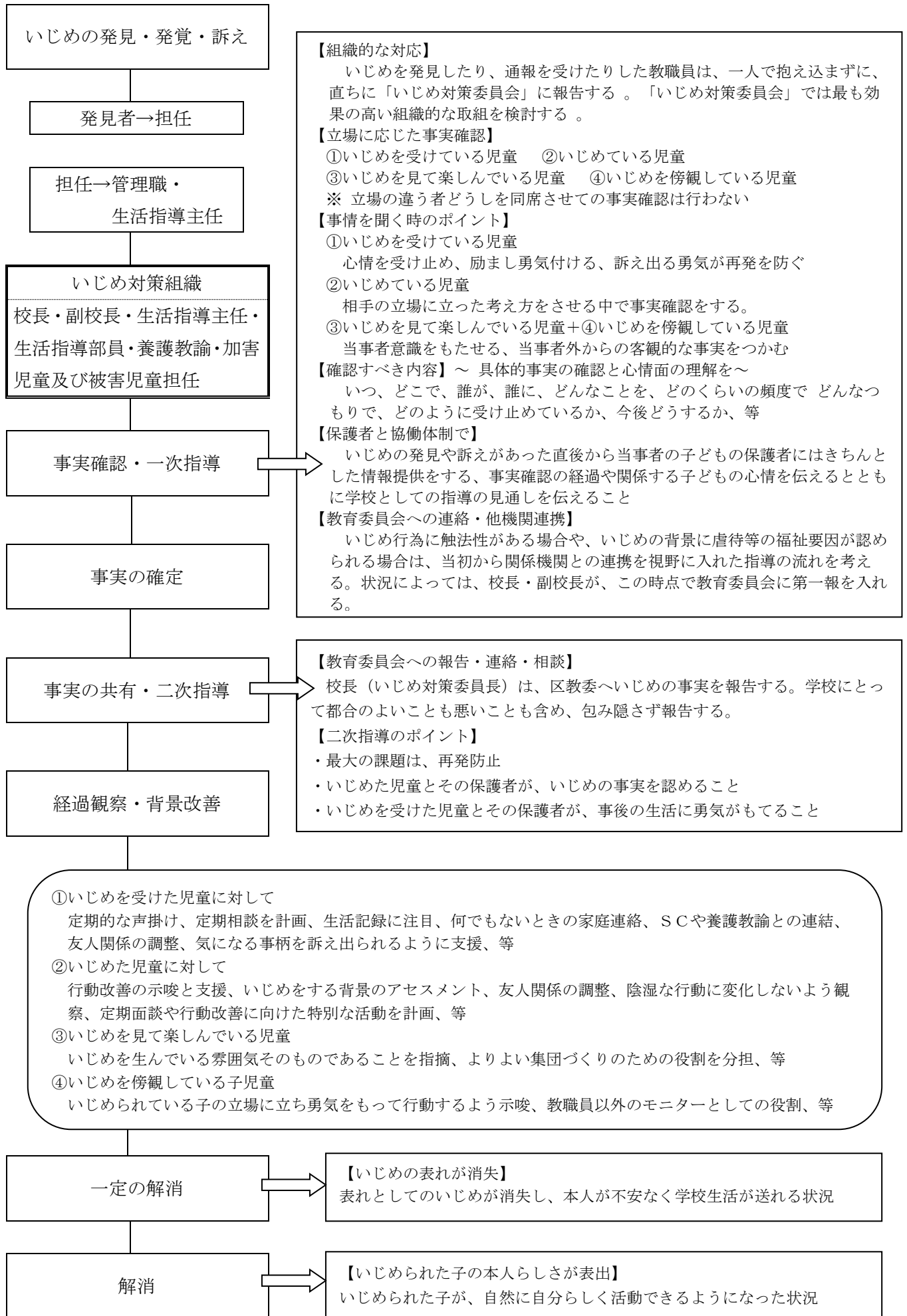
④重大事態への対処

- ・いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

(3) 組織的な対応

いじめ対策委員会	
委員長	校長
副委員長	副校長・生活指導主任・いじめ対策コーディネーター
委員	加害児童及び被害児童担任・生活指導部員・養護教諭
特別委員	※必要に応じて、以下の者を特別委員として招集する。 <ul style="list-style-type: none"> ・主幹教諭 ・スクールカウンセラー（SC） ・スクールソーシャルワーカー（SSW）等の外部機関

(4) いじめ対応の流れ



※いじめ対応記録表を用いて、適切に対処すると共に関係機関と連携を取り、確実に報告を行う。

いじめ対応記録票		対象児童	年 組	担任	年 月 日
いじめの発見（教職員による感知・児童、生徒、保護者からの訴え等）					
主任・主幹・管理職への報告※条例第25条		年 月 日			
学校いじめ対策委員会の招集・対応方針・役割分担等の決定※条例第24条・25条2項 年 月 日					
いじめの事実の確認	当該（被害）児童生徒からの聴取及び要望確認		年 月 日		
	当該児童生徒の保護者への状況、対応方針説明及び要望確認		年 月 日		
	当該児童生徒からの訴えに基づき、関係（加害）児童生徒や周囲の児童生徒等からの聴取 年 月 日				
いじめの事実確定		教育委員会への迅速な報告（事実が無い場合も報告）※条例第25条2項 年 月 日			
いじめあり		いじめなし			
教職員への周知・情報収集・被害児童生徒、加害児童生徒の観察		当該児童生徒の保護者への事実説明			
いじめの加害者への指導		教育委員会への報告・教育委員会による指導・支援（随時）			
学校いじめ対策委員会による指導方針・役割分担等の決定※条例第25条3項 年 月 日					
被害児童生徒の保護者への事実、指導方針説明及び要望確認※条例第25条5項		年 月 日			
加害児童生徒の保護者への事実、指導方針説明※条例第25条5項		年 月 日			
いじめ加害の認識と反省 年 月 日		周囲の児童生徒への指導			
被害児童生徒への謝罪 年 月 日		いじめ事実の説明			
加害児童生徒の保護者への報告及び家庭指導の依頼 ※条例第7条		年 月 日			
被害児童生徒の保護者への報告 ※条例第25条5項		年 月 日			
再発防止の取り組み		劣等者とならないための指導※条例第3条2項			
教職員による被害児童生徒、関係児童生徒の観察及び声掛け※3か月の観察で解消判断					
被害児童生徒の保護者への継続的な状況報告 ※条例第25条4項 年 月 日					

※保健室でけが・軽微ないじめ（いじめにつながるような行動）を発見した場合の対応

